

○新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による飯塚市介護保険料減免の特例に関する要綱

令和3年3月31日

飯塚市告示第99号

改正 R4-117、R5-130一改

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による飯塚市介護保険料減免の特例に関する要綱(令和2年飯塚市告示第214号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者などに係る飯塚市介護保険料(以下「保険料」という。)の減免について、飯塚市介護保険料減免要綱(平成18年飯塚市告示第151号)の特例を定めるものとする。

(減免の基準)

第2条 保険料の減免額は、次の各号のいずれかに該当するに至った第1号被保険者につき、当該各号に定める基準により算定した額とする。ただし、次の各号のいずれにも該当する第1号被保険者については、第1号の規定を適用する。

(1) 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者 全部

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれる第1号被保険者であって、次のいずれにも該当するもの 別表に定める方法により算定した額

ア その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ その属する世帯の主たる生計維持者の合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額。以下同じ。)のうち、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

(減免の対象となる保険料)

第3条 減免の対象となる保険料は、令和4年度相当分の保険料額であって、令和4年

度末に資格を取得したことにより、令和5年4月以後に普通徴収の納期限が設定されているものとする。

- 2 当該保険料が既に納付されている場合においても、減免の対象とする。

(R4-117、R5-130一改)

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和3年3月31日 告示第99号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示に定めるもののほか、この告示の告示日前に生じた事由に基づき同日以後に決定し、又は変更するものについては、なお従前の例による。
(この告示の失効)

- 3 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(R4-117、R5-130一改)

附 則(令和4年4月1日 告示第117号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和5年4月7日 告示第130号)

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示に定めるもののほか、この告示の告示日前に生じた事由に基づき同日以後に決定し、又は変更するものについては、なお従前の例による。

別表(第2条関係)

【減免額の算定】

表1で算出した対象保険料額に、表2の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額 $((A \times B/C) \times d)$

【表1】

$$\text{対象保険料額} = A \times B / C$$

A：当該第1号被保険者の保険料額

B：第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる
事業収入等に係る前年の所得金額

(減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)

C：第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

【表2】

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合(d)
210万円以下であるとき	全部
210万円を超えるとき	10分の8

(注) 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除する。